ふじみ野市水道事業給水条例新旧対照表

改正案	現行
(給水装置の新設等の申込み) 第5条 (略) 2 前項の申込みに当たり管理者が必要と認めたときは、利害関係人の <u>同</u> 意書又は民法(明治29年法律第89号)第213条の2第3項の通知をしたこ との分かる資料若しくは当該通知をした旨の誓約書の提出を求めるこ とができる。	(給水装置の新設等の申込み) 第5条 (略) 2 前項の申込みに当たり管理者が必要と認めたときは、利害関係人の <u>同</u> <u>意書等</u> の提出を求めることができる。